

## 【声明】 刑事罰・罰則を伴う感染症法改正に反対します

2021年1月23日  
北海道民主医療機関連合会  
会長 小市 健一

菅政権は、今の通常国会に感染症法の改正案を提出する方針です。その中には、感染拡大防止に対する「実効性の確保」を理由に、入院勧告に従わない者や積極的疫学調査に協力しない者への刑事罰・罰則の導入が含まれています。

しかし、すでに日本医学会連合会など複数の学会から、感染症対策において罰則等を含む強制措置を実施した国々の例を示し、公衆衛生の実践上のデメリットが大きいことが指摘されています。そもそも、感染症法は、その前文で、かつてハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者などへの差別と偏見の反省と教訓を踏まえ、患者等の人権を尊重するとしています。

いま何よりも求められているのは、人権を尊重し、国民的理解と協力のもとで感染症対策を進めることです。

第一に、適切な医療供給体制と十分な療養先の確保です。入院先や宿泊療養先が決まらず、自宅で待機させられる人が多数いる中で懲役を含む罰則を与えることに合理性はなく、入院を強制することは人権侵害です。

第二に、プライバシーの擁護と個人情報の保護です。積極的疫学調査に協力しないことを以て罰則を科すことはプライバシー権の侵害です。個人情報を厳格に保護することによって、疫学調査の実効性を担保すべきです。

第三に、国民的な協力を得るための施策です。就労機会や所得の喪失、家庭内の役割を果たせないなど、入院や宿泊療養・自宅療養に伴って発生する社会的不利益に対して、国の責任で十分な補償を行うことが必要です。

第四に、感染者や関係者に対する偏見と差別の防止です。罰則を伴う強制は、国民に恐怖や不安を引き起こすことにつながり、偏見や差別を助長する危険性があります。科学的な情報発信と差別・偏見をなくすための呼びかけが求められています。

また今回の改正案には、コロナ病床確保の協力や要請に応じない医療機関に対して勧告という強い措置をとると同時に、病院名も公表するという社会的制裁を科す内容も含まれています。

多くの医療機関は、それぞれの機能と役割を地域医療の中で担い、大変な疲労と緊張、不安の中で必死に医療を支えています。こうした中で一律に医療機関名を公表しても、新型コロナウイルス感染者に対応する病床を増やすことにはならず、国民と医療機関との信頼関係は破壊されます。

そもそも、長年にわたる医療費削減政策により、保健所や病床数が減らされ、医療従事者数も抑制されてきたことに問題があります。病床の逼迫を解決するには、科学的知見に基づく政策で感染者数を減らす以外に道はありません。

以上の理由から、新型コロナウイルス感染症の拡大と国民の不安を逆手にとって、強権的な法改正を行うことに対して、北海道民医連は強く反対します。

以上